



病児保育 送迎サービスご利用について

利用するには

- ◇ 送迎サービスを利用するには、事前に利用登録が必要です。
- ◇ 市内の保育所等で発症し、市内の協力医療機関（かかりつけ医）を受診する場合に利用ができます。
- ◇ 利用登録申込書に記入し、必要な書類（お子様の健康保険証、乳幼児受給者証、母子手帳）印鑑をご持参ください。
- ◇ 受付場所は、西予市スマイル保育園又は西予市役所子育て支援課、各支所生活福祉課です。

利用登録に必要な書類等

- ① 利用登録申込書
- ② お子様の健康保険証
- ③ 乳幼児受給者証
- ④ 母子手帳
- ⑤ アレルギーのあるお子さまは「アレルギーに関する連絡書」のコピー
- ⑥ 印鑑



利用料金

- ◇ 送迎サービス利用料は、病児保育利用料とは別に、タクシー代として、2,000円徴収いたします。（2,000円超えない場合は、その金額です。）
- ◇ お迎え時に病児保育の利用料（1日1,500円、半日750円）とともにお支払いください。

ご利用できない場合について

- ◇ ケガ、骨折、熱傷など外科的な処置が必要な場合
- ◇ 満室・満員の場合
- ◇ 協力医療機関（かかりつけ医）が休診、診察時間外の場合
- ◇ 土曜日午後

その他

- ◇ 隔離室の状況により、定員に満たない場合でもお預かりできないことがあります。
- ◇ お迎え時間は厳守でお願いします。
- ◇ お迎えに来られる方が変更になった場合は、ご連絡ください。
- ◇ 送迎サービス利用時は持ち物はいりません。書類等は保護者の方のお迎え時に記入していただきます。園や学校のお荷物はお預かりします。
- ◇ ご利用当日は、いつでも連絡がとれるようにお願いします。
- ◇ 協力医療機関（かかりつけ医）受診後、病児保育が利用できないと判断された場合は協力医療機関（かかりつけ医）までお迎えをお願いします。
- ◇ 受診結果で点滴などが必要なときは協力医療機関まで来ていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ◇ 受診後、必ず協力医療機関（かかりつけ医）に保険証・乳幼児医療受給者証を提示をお願いします。
- ◇ お迎え時に利用許可申請書・病状連絡票等書類の記入をお願いします。

